

農村RMOフォーラム実施業務 公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

- (1) 委託業務名
農村RMOフォーラム実施業務
- (2) 委託業務内容
別添「農村RMOフォーラム実施業務仕様書」のとおり
- (3) 委託業務の期間
契約締結日から令和9年2月17日（金）まで
- (4) 委託料上限額
金780,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

応募者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる者とし、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
 - (2) 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- カ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに滞納金等を滞納している者。
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

③ 暴力団の構成員等

ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない認められる者。

3 参加手続等

(1) 提出書類

必要書類等	部数	提出期限
① 参加申込書（様式第 1 号）	原本 1 部	令和 8 年 10 月 20 日（火） 午後 5 時（必着）
② 提案者の概要等（様式第 2 号）		
③ 企画提案書（様式第 3 号） 又は任意様式企画提案書等	原本 1 部 副本 4 部	令和 8 年 10 月 30 日（金） 午後 5 時（必着）
④ 参考見積書（任意様式）	原本 1 部	
⑤ 直近の決算書又はこれに類するもの		
⑥ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		

(2) 提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留又は簡易書留）すること。

(3) 提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 農林水産部 農山漁村振興課 中山間地域振興室 農村交流担当

4 受託候補者の選定

(1) 選定方法

県が別に設置する審査委員会において、評価基準に基づき、企画提案書の内容を書面により審査・採点し、得点が最も高い提案者を契約相手方の候補とする。なお、参加者が1名であった場合は、企画提案書の適否を判断する。

(2) 評価基準

次の項目により審査する。なお審査基準の配点等に関する質問は受け付けない。

評価項目	評価の着目点	判断基準
企画提案	事業目的及び趣旨	本業務の趣旨や目的等十分に理解しているか。
	関係事業者との連携	業務遂行上必要な関係者との連携・調整は可能であるか
	実現性	提案された業務内容は、具体的かつ実効性があり、本事業の内容を満たし、成果が期待できるか
	経済合理性	見積額及び積算内訳や根拠は適切で妥当性があるか
実施体制	実施体制及び技術力	業務の遂行に必要な体制が確保されているか 地域住民の自主的な取組継続に繋がるような講演テーマや講師等が設定されているか
	スケジュール管理	業務スケジュールが具体的で、確実に実行できるか
実績	類似業務の実績	過去の実績等から、確実な履行が期待されるか

(3) 審査結果

審査結果は、すべての参加者に文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

5 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年10月13日（火）午後5時まで
午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

(2) 質問内容

原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

(3) 質問方法

様式第4号（質問書）により行うものとし、次に示す提出先まで電子メールにより提出すること。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、電話等による口頭での質問は受け付けない。

農山漁村振興課 中山間地域振興室 農村交流担当
メールアドレス nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問受付期間終了後に一括して、徳島県ホームページ内に掲載する。
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu>)

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、必要に応じて複写することがある。

(4) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、県と協議の上承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。

(5) 提出された企画提案について、次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出先又は提出期限に適合しないもの。

イ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 当募集要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 契約の締結

企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、県と委託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な履行条件などの協議を行

い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

そのため、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。

なお、県と委託候補者の協議が整わない場合は、審査基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

8 スケジュール

令和8年10月5日（月）	公募開始
令和8年10月13日（火）午後5時	質問書の受付締切
令和8年10月20日（火）午後5時	参加申込書の提出締切
令和8年10月30日（金）午後5時	企画提案書の提出締切
令和8年11月上旬（予定）	審査委員会の開催
令和8年11月上旬（予定）	審査結果の通知

9 問い合わせ先

徳島県農林水産部農山漁村振興課中山間地域振興室 農村交流担当

電話番号 088-621-2486

ファクシミリ 088-621-2859

E-mail nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.lg.jp